

### 第3回 定款・規則等改正審議委員会議事録

1. 日時 平成22年8月2日(月) 10:57～14:51
2. 場所 JARL事務局3会議室
3. 出席者 JA3HXJ, JA1AYO, JA1ELY, JE1KAB, JG1KTC, JH1XUP, JA2HDE, JA5MG, JF6MIT, JA0OZZ  
(事務局)大橋事務局長、吉井総務部長、高橋庶務課長 計13名
4. 委員長挨拶 JA3HXJ
5. 議題
  - (1) 役員の定年及び重任に関する規定方法等について
  - (2) 定款変更案等の修正検討資料(まとめ)について
  - (3) その他

#### - 配付資料 -

- ・定款変更案等の修正検討資料
- ・役員の定年及び重任に関する規定方法等について
- ・役員の定年及び重任に関する規定等
- ・定款変更案等に対する意見
- ・ドント方式による社員数試算結果 (JA1ELY)
- ・ドント方式による地方本部別評議員の配分試算結果 (JA1ELY)

#### 6. 審議事項 <文頭の記号 ( )決定事項、(・)意見等 >

<表記中の「元原案」という表記は、平成22年通常総会での第6号議案の規定を指す。>

審議に先立ち、JA3HXJ 長谷川委員長から、JA1ELY 草野委員から要望があったJARL Webの定款・規則等改正審議委員会のページの改修をおこない、意見募集への入口をトップ画面に明示した旨の報告があった。また、寄せられた意見の中に著しく不本意な、名誉を毀損するものが1件あり、この方への対応はJH1XUP 前田委員が正しい認識を伝えることとした。

続いて審議委員会の検討事項を前回に引き続き審議し、各回のまとめをおこなった。

#### (1) 役員の定年及び重任に関する規定方法等について

「規則、(役員の選出)第26条『定年制を入れる』規定」の見直しにともなう、「規則、(被選挙権)第22条に関する『役員の定年及び重任』」について

前回の委員会で役員の定年制及び重任制について審議し、事務局で作成した検討案の内容を審議した。

- ・役員の定年制は3つの案を作成した。規定の仕方については、理事会の申し合わせとして設けようということになったが、この申し合わせが一般会員や立候補者を拘束するか否かの解釈が定かでないので検討する必要がある。また、申し合わせとしたならば、選挙告示の際に何らかの制限があることを分かるようにする必要がある。(事務局長)
- ・(役員以外の立候補者の年齢は)立候補する方のモラルの問題 (JA1AYO)
- ・役員の定年については選挙規程に入れるべき。(JH1XUP)

- ・重要なことであり、定款にも「選挙規程に別記する」などを明記すべき。(JA1ELY)
- ・覚書事項(申し合わせ事項)では、馴染まない気もする。選挙規程の中に規定しておくべき。(JA5MG)
- ・申し合わせでは争いごとになるので、はじめから規定すべき。
- ・覚書の方でと当初考えていた。覚書だから隠しているということはないし、定款等をしっかり読んで立候補するのは当然であって、後ろの方に書いてあるから分からなかったというのは論外だと思う。また、会長については重任の規制をすべきであると申したが、他の役員に就いてはさらに慎重に検討すべきである。(JG1KTC)
- ・局長からの指摘は、まだ役員でないものへの規制できるかということ。
- ・明確にすることは大事だが、さらに検討をおこなっていくべき。(JF6MIT)
- ・わかりにくい規定の作成に反対する考えには同意する。(JA1AYO)
- ・申し合わせでも発表する訳であり、良いのでないか。
- ・定年制をぜひという意見も多いが、不要とする意見もある。定年制を敷いたあと、あえて人材登用として1年ごとに延長している団体も多いと聞く。前回数値(年齢)も出ているので、妥当性の議論をして結論を出したい。(JA3HXJ)
- ・申し合わせでは、会員がそこまで見ることはたぶんない。選挙へ立候補する方へどういう制限があるかと言うことを明らかにすべきである。(JA1ELY)
- ・高齢の方からは、人間の尊厳にかかわる問題として提起される方もいるが、制限や限度がなくて良いのかという思想の問題になってくるから、あらかじめ規則等に「申し合わせ事項による。」と明記しているのなら分かる。(JA1ELY)
- ・確認であるが、理事会の申し合わせ事項がJARL Webでインターネットで公表されていないなら、隠れているという草野委員の表現は当たっている。これをJARL Webで公開できるのなら良いのであろうと思う。(JH1XUP)
- ・JARL Webで確認できるのであれば良い。
- ・役員以外の76歳以上の新人が立候補できるか規定すべき。理事会の中だけであれば申し合わせでよいが、完全に制限するのなら申し合わせではレベルが足りない。選管が受け付けるので、立候補時に75歳を制限する場合は、ちゃんとした規定の根拠が必要だ。(JE1KAB)
- ・第2回で配付した「定款第25条の役員の任期等の修正案等」との折衷案で良いのではないか。定款はさわらないで、規則のところ「別に定める。」という頭出しをしておく。公益認定等委員会では、社員についてはしっかり明記することが求められているが、役員に対する規定はあまりこだわっていない。昼の時間で整理してみたい。(事務局長)
- ・立候補する人に見えるよう、草野委員の提案の形で修正する。(JA3HXJ)
- ・年齢は、75歳としてすでに決まっているので、満なのか、就任時なのか、告示日なのか検討したい。(JA3HXJ)
- ・会員の被選挙権を剥奪してしまうので、どうかとも思う。定年の方であるが、選挙の告示があって、投票は3ヵ月後、就任時では日にちがはっきりしない。案の3なら、「告示の月の7日現在において満75歳未満であること」で明確である。やるならきちっと分かる案の3が良い。重任の方も連続して4期8年とする案の1で良いと思う。(JA5MG)
- ・定年の方は案の3で良い。国政選挙では投票日当日という取扱いもある。重任の方は、4期8年とする案の1がはっきりすると感じる。(JA1ELY)
- ・推薦理事と監事については別とする。

- ・ JA5MG 稲毛案に賛成（多数）
  - ・ 「告示の月の7日現在」の表現の日についてにはなぜだ。告示日とか投票日などが良い。
  - ・ 会費が基準になっているので、選挙の告示の日がすっきりする。会員資格を確認する日である。
  - ・ 現在の選挙規程が、告示のあった7日現在が審査の基準点である。（JE1KAB）
  - ・ 会員は会費が基準であり、投票する方、立候補する方の大事な基準点になる。
  - ・ 正員の「選挙権」は、現行選挙規則第17条によって、告示のあった翌月の7日現在の会員登録、「被選挙権」は同第18条により、告示のあった月の7日現在の正員として規定がある。
- 役員の定年については案の3とし、「告示の月の7日現在において満75歳未満であること」とした。（推薦理事と監事については除外することを確認した。）
- 重任については案の1とし、「連続して4期8年まで」とした。

午後、事務局長が整理した文案を説明ののち、審議した。

- ・ 「別に定める。」として規定されているのでこれでよい。（JA1ELY）
- ・ 重任については、次回の選挙からでないのか（JA0OZZ）  
重任は、次回の通常選挙からの取扱いとして確認した。

#### 提案「ドント方式による地方本部の社員数試算結果」「ドント方式による地方本部別評議員の配分試算結果」について（JA1ELY）

- ・ 社員数に関するドント方式について不明である。わかりにくいところがあるので試算してみた。
- ・ ドント方式による評議員の数を4倍した数字がエリア別になっている。80人がベースとなってスタートしているかと思ったが、ただ20人の4倍として80人が配分されている。
- ・ ドント方式でない数値を4倍しても受け入れられないし、元原案での80人の提示案は説明がつかない。（以上JA1ELY）
- ・ 第90回評議員会（平成10年11月開催）において、各エリア1人ずつ、このほかはドント方式によるという記録がある。（JA3HXJ）
- ・ 平成12年に評議員の人数などの改正時、定数を決めるとき国で使用していたドント方式を参考にした。JARLの場合は完全なドント方式ではない。これは完全なドント方式によると、地域によっては0人が出てくる。各地方最低1名ということで条件を加味した。また、ドント方式は頭(最大)を何人にするか、最小を何人とするかの取り決めをおこない、原案では最大が16、最小を4とした。（JA5MG）
- ・ ドント方式に準じてとして実施しており、いい加減に4倍した訳ではない。（JA1AYO）
- ・ 当初ドント方式は傾斜配分という言葉も使っていた。出て来た数値はアンバランスのための副産物として出された数値だ。
- ・ 当時の苦悩はわかる。等しく機会を与えようとするのは分かるが、単純に4倍したのは誤りである。この場合、80人を基にしてドント方式で計算し直すべきだ。（JA1ELY）

- ・大きな変革なのだから、納得して説明できるようにすべきだ。
- ・元原案の数値は激論の結果による。かなり検討して決め、最終的に 4 倍となったが、単純に 4 倍としたのではない。(JG1KTC)
- ・ドント方式が一人歩きしている。出た数値を基に検討した結果として 4 倍と同じ数字になった。(JA2HDE)
- ・ポイントが違う。たまたま 4 倍になったとしても、そんなにきっちりとなるものではない。各エリアを 4 倍したとしか考えられない。(JA1ELY)
- ・全国一律に選んだ方がよいといったこともある。4 倍しようとした意見もあったが、4 倍を最優先した覚えはない。(JA3HXJ)
- ・前評議員会(第 115 回、平成 21 年 11 月開催)でも違う方式が提案されたが、評議員会では修正案が否決となった。
- ・きちんと説明できる根拠が必要で、人口比はガバナンス(利益や予想されるリスクを管理すること)の問題である。1 票の格差は 2 以下にしなければならない。全体的に根拠が貧弱である。(JA1ELY)
- ・理事会で割り出して導いた結論である。国政と比較するわけにもいかないが、議員定数を決めるとなかなか動かない面もある。前回プラス 4 名増して決着したことは現時点で最高の対応だと思う。(JA3HXJ)
- ・議論した 1 票の格差、平等性は慎重に取り扱っていくべきだが、過去の慣習に基づくものも、尊重していくべきである。(JA3HXJ)
- ・1 票の格差も確かに必要なことであるが、それより優先するのが地域の格差をあまり激しくしたくない。うまくフォローして対処したい。(JA2HDE)
- ・元原案は東海エリアから信越エリアまで賛成で、これが地方の声である。格差がありすぎると動けない。社員が会員の声を聞いて社員総会へ持っていく訳だ。地方は絶対に譲れない。(JA5MG)
- ・その議論はたぶん結論が出ない。良い悪いではなく 1 エリアは圧倒的に会員が多い。数字を出した根拠を明らかにすべきだ。その数字で理事会、委員会で検討した結果、あまりにも格差がひどいから是正したという風にすればよい。(JH1XUP)
- ・第 91 回評議員会(平成 11 年 2 月開催)で、(海老沢)専務理事が、「すれ違いの答えになるかもわからないが傾斜配分を含めて、各エリアの正員数の過去の状況を調べてこれまでの経緯を説明しました。その会員数の割合がほとんど変わらない。今後その傾向でいくとしたらという前提でこれは進めています。変わらなければこのままでおこないたい。」という記録がある。現在は、分母は変わったが情勢としては変わっていない。そういう議論の中において、もしここで草野委員提案のことになると、支部をないがしろにするとかエリアの合併とかの事態の議論になる。これをここで議論するとなかなか結論は出ないので、政治決着の印象はあるが、意向は承って関東は増員するというにしたいのだから了解してもらいたい。将来、財政の議論になったとき避けては通れない課題になる可能性もある。そこで実際の収支のバランスを考えたとき、必然的に支部の議論になってくると思う。(JA3HXJ)
- ・私の方に言われている話の中では、きちんとした根拠がなくてしているのかということ。比例配分が一番簡単に計算できるのでそれによってと言われる。これに対してまともに答えられない。新しく一般社団法人になるのだから新しくしてきちんと説明のとおり数値をきちんと説明できるようにした方がよいというのが主旨である。話し合っただけで政治的決着としたことが通じるかどうかだ。一般会員からすれば曖昧なことになる。(JA1ELY)

- ・説明義務はあるので、何とか説得できるように専務理事としての立場で日野岳委員と、私と草野委員を交えて説明できる内容を一緒に考えましょう。(JA3HXJ)
- ・会員数だけでは10のエリアはまとまらない。
- ・ここの議論が全国選出理事と地方選出理事の温度差が生まれるところである。
- ・地域格差をなくしたいと言うことである。
- ・まあ、わかりました。私が繰り返し言っていたことは、きちんと議事録に残してほしい。(JA1ELY)
- ・この件は記録に留めて、納めることとしたい。  
審議の結果、前回(第2回)委員会で採択された案を追認した。(全体枠を4人増やして合計84人枠とし、この増加分は関東枠への4人増員とした措置)

## (2) 定款変更案等の修正検討資料(まとめ)について

委員会での審議結果を集約した「(資料1)定款変更案等の修正検討資料」により、修正条項の確認をおこなった。

- ・定款「(会員の資格の喪失)第11条第2号 総社員の同意があったとき」については、評議員の方から資格喪失についての指摘があり、本来は元原案のとおりでもよしいが、誤解が生じないように次のとおり総社員のあとに括弧書きを入れたい。上記を審議の結果、「(会員の資格の喪失)第11条第2号 総社員(資格喪失に係わる会員が社員である場合の当該社員を除く。)」の同意があったとき」とした。
- ・選挙規程「(候補者の告示)第12条」に関連し、締切り後に無投票当選になってしまうなどの是正を図る意味で、立候補締切りのあと期限を区切って、1週間位受付期間を延長できないか。無投票当選は可能な限り避けるという意図である。(JA1ELY)
- ・立候補者がいないなら再選挙は規定されている。
- ・救済よりも無投票にならない方策づくりの意識付けが必要だ。
- ・選挙規程「(立候補の届出)第8条」について、「推薦書、従免(写し)、住民票」を提出することになっているが住民票は必要なのか。免許証や保険証のコピーではだめか。住民票をなかなか取りに行けない地域もあり簡素化が必要だ。(JH1XUP)
- ・住民票の提出は、日本国籍であるかないかの判断である。日本国籍でないと住民票は取れない。また、選管の方の作業で名字など難解な漢字の判断等もある。(JE1KAB)
- ・了解した。(JH1XUP)

## (3) その他

### 理事会への答申について

- ・理事会についてはまた改めて招集がかかる。
- ・短い期間であったが、真摯な誠実な議論ができたと思う。ここの議論の集結としてここで見事に議論が終わったということ約束し合う意思確認の案を作ったので、賛同いただける方は署名してほしいと述べた。(JA3HXJ)  
(提示案の「定款・規則等の修正案に関する覚書」を読み上げ、各委員が記載内

容をそれぞれ確認した。)

- ・署名することは、ここに答申案は出たが、改めて理事会で審議するということか。審議するときにおいては、答申案を出したが私はすべて賛成しているわけではない。提案したが認められなかったものもある。理事会において、答申案を作った委員は一切発言ができなくなるのか。(JA1ELY)
- ・発言ができないということはないが、一応は委員総意で答申案ができあがったというのが社会通例、常識ではなかろうか。(JA3HXJ)
- ・理事会の中でもう一度審議できるのだから、委員会としては出したが、そのとき例えば、この部分については提案したが通らなかったものなど、理事会で発言するわけにはいかないのか。(JA1ELY)
- ・この委員会ではあえて採決はとらなかった。なぜかというとな本意な面もあるが、総意で決まっていることについては従うという認識でいたい。(JA3HXJ)
- ・納得できないので、先に丹羽委員へ廻す。(JA1ELY)
- ・それを皆で言い出すと、たとえば定年制のことなどについては、反対であったが総意として了承した訳だ。それを委員会は委員会だ、理事会でもう一度出すなどと言い出すと、また同じことを何をやっているのかわからなくなる。その中でも、承伏しかねるが全体的に見たら腹に納めようということでも前に進むのではないか。(JA2HDE)
- ・次の理事会では我々はまな板の鯉になって黙っているということか。(JA1ELY)
- ・そんなことはないし、充分発言できる。ただ常識の範囲で。次の収支バランスの検討においては、経費やお金の問題に入らざるを得ないであろう。そちらから組織が変わったり重要なことであるので聖域化はされない。今の審議はそのための布石だからいろんな批判をされている会員がいるが、次に来たるべき懸案は重大な問題である。理事会の中で、自由な発言をして良いが、委員会の諮問をした理事だということの中で動いてくださいということである。(JA3HXJ)
- ・そうすると、答申案を審議する理事会の中で、自由に発言して構わないですね。(JA1ELY)
- ・構わない。「定款・規則等の修正案に関する覚書」にも書いてあるとおり、「(議案の速やかな成立に)最大限の努力をする」と記している。最大限の譲歩である。拘束はしないとやっている。(JA3HXJ)
- ・理事会でおこなわれることもあるのだから、発言を制限することなんて全くない。(JA1AYO)
- ・個人の意志があるので、これによって100%制約ではなくて、最大限の努力をする決意をもってこの議論に望んだという痕跡を残したいということが、その記録である。(JA3HXJ)
- ・くどいようだが、答申が出てそれを承認するときの理事会で、その時に自由に発言して構わない、ということですね。(JA1ELY)
- ・お互いに自由な話をすればよい。反対の話は反対として話せばよい。(JA2HDE)
- ・議論だからそれは当然です。だまし討ちなんて言うのはない。言いたいことは言ってください。ここでの議事録にも残るし、理事会でも議事録に残りますから。(JA3HXJ)
- ・今度は理事の立場で審議するのだから。
- ・わかった。発言の自由度があるということを確認した上で署名しました。(JA1ELY)

この覚書については、全委員が署名した。

### 規則、第 22 条の表記について

- ・規則、「(被選挙権)第 22 条の全体についての記載表記について」第 2 号の修正にと  
もない、第 1 号の記載表記の整合性を図るため修正を追加したい。(事務局長)  
内容の整合性を図るものであるので承認した。

### 第 2 回 定款・規則等改正審議委員会議事録の記載について

草野委員から、第 2 回の議事録にある一部分の記載事項について削除の要求があり、  
委員会内でしっかり討議をしたが、この件は委員長預かりとする取扱いとなった。

## 7. 委員長所感

(JA3HXJ)

短い期間であったが、迅速な審議をしていただいた。定年制とか重任制については不本意だという強い意志を持たれた委員もいるが、大同についたということで、これはある意味においては、草野委員の不満とイーブンな面もあるように理解しているので、大人の裁量の範囲内で堪忍頂きたい。

目的はなんと言っても次の JARL の健全なる体質、体制の組織ができればよいと言うのが私の本心である。そこには隠し事とかは一切ないという透明な組織を作っていけばよいと思う。そういう形を作ると、必然的に組織の問題とか基準定数とかが決まってくると思われる。臨時総会が無駄であるとかおっしゃっているが、私たちがお出ししていないので疑念をもたれているかもわからないので、そんなに経費がかかることはしないと当事者も述べている。来年の通常総会も純粋なアマチュアのエキスだけを凝縮した総会が JARL の歴史上に一つぐらいあっても良いのではないかと言っていたので、そのところは会員の皆さんの賛同を得られるものと思う。

見事に臨時理事会で審議されて通過して、定款改正の臨時総会において、できるだけ速やかに通過して次の議論に入りたいと思う。

また次の議論の場で、皆さんとお会いできて議論ができれば幸せなことではないかと私は思う。ご協力ありがとうございました。

以上